

岩手沿岸南部広域環境組合管理者専決条例

平成18年 4月21日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合議会の権限に属する軽易な事項で管理者が専決処分することのできる事項を定めるものとする。

(専決の範囲)

第2条 管理者の専決事項を次のとおり定める。

- (1) 議会の議決を経た工事又は、製造の請負契約について契約金額の900万円以内の変更
- (2) 法第96条第1項第12号及び第13号に規定する和解及び組合の義務に属する損害賠償額のうち1件50万円以内。ただし、次に該当する場合は、その額以内とする。

自動車損害賠償保険の給付限度額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。